

# 船舶事故調査報告書

平成27年6月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年9月15日 08時46分ごろ
発生場所	北海道上ノ国町上の国漁港（大崎地区）西方沖 汐吹港北防波堤灯台から真方位010° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯41° 48.17′ 東経140° 03.78′）
事故調査の経過	平成26年9月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 高栄丸、4.9トン HK3-112677（漁船登録番号）、個人所有 11.75m（Lr）×2.97m×1.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成4年7月25日 B プレジャーボート ゆうせい号、5トン未満（長さ8.29m） 200-25450北海道、個人所有 8.29m（Lr）×2.35m×0.64m、FRP ディーゼル機関、132.39kW、平成6年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年3月16日 免許証交付日 平成21年10月28日 （平成27年3月15日まで有効） B 船長B 男性 43歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年11月8日 免許証交付日 平成25年8月21日 （平成30年8月20日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首外板に亀裂及び擦過傷 B 左舷船首に凹損、操舵室前面及び左舷側窓に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、上の国漁港（大崎地区）（以下「本件漁港」という。）南西方沖で雑はえ縄漁を終え、本件漁港に向

	<p>けて、約6.7ノットの対地速力で自動操舵により北東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、後部甲板の右舷側で漁獲物選別等の作業を行いながら操船に当たっていたところ、ふだん、左舷方には他船を見掛けず、右舷方に多数の漁船を認めたので、漁模様が気になって右舷方に注意を向けて北東進中、平成26年9月15日08時46分ごろ、汐吹港北防波堤灯台から真方位010°3.8M付近で、その左舷船首とB船の左舷船首とが衝突した。</p> <p>A船は、船長Aが、船長Bと両船の損傷の状況を確認した後、本件漁港へ戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、家族1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、08時00分ごろ、本件漁港西方沖で機関を中立とし、船首を南方に向けてシーアンカーを投下して漂泊を始めた。</p> <p>船長Bは、後部甲板左舷側で釣りを行っていたところ、08時35分ごろ船首方1M付近をB船に向かって接近するA船を認めたが、これまでも、他船が直前に避けていくことがあったので、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、引き続き釣りを行っていた。</p> <p>B船は、A船が至近となったとき、船長Bが、操舵室に人影が見えなかったので衝突の危険を感じ、大声で叫び、笛を吹いたが、A船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが、携帯電話で118番通報し、自力で本件漁港に入港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、漁業の経験が豊富であった。</p> <p>船長Aは、船長Bが吹いた笛の音は聞こえなかった。</p> <p>船長Aは、操業中に救命胴衣を着用していたが、帰航する際は脱いでいた。</p> <p>船長Bは、プレジャーボートの船長経験が約12年あり、毎年4月～10月ぐらいまでの間に週2回程度、B船で釣りを行っていた。</p> <p>同乗者Bは、操舵室前方の船室で休憩していた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件漁港西方沖を北東進中、船長Aが、右舷方の漁船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Aは、右舷方に多数の漁船を認めたことから、右舷方の漁船に注意を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、本件漁港西方沖で漂泊中、船長Bが、接近するA船を認めたが、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、船首方に認めたA船の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまでも、他船が直前に避けていくことがあったことから、航行中のA船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本件漁港西方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、船首方に認めたA船の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中は、前路の他船を見落とすことがないよう周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 漂泊して釣りをを行う場合、携帯式エアホーンなどの有効な音響信号を行える手段を講じて、常時見張りを適切に行い、他船が接近して来ることに気付いた時は、早めに注意喚起を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

